

「丸近の証券総合サービス 約款・規定集」の新旧対照表

2025 年 9 月 1 日改定
(下線部分変更)

新	旧
第 1 章 総合取引約款 第 3 条の 3 (共通番号の届出) お客様には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第 15 条 (取引残高報告書等) (1) ～ (2) (現行どおり) (3) 当社は、上記(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の①・②に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行どおり) (4) ～ (7) (現行どおり)	第 1 章 総合取引約款 第 3 条の 3 (共通番号の届出) お客様には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 第 15 条 (取引残高報告書等) (1) ～ (2) (省 略) (3) 当社は、上記(1)に定める残高照合のためのご報告のうち、次の①・②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(1)の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② (省 略) (4) ～ (7) (省 略)
第 2 章 保護預り約款 第 6 条 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番	第 2 章 保護預り約款 第 6 条 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番

新	旧
号を当社に届出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	号を当社に届出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第3章 振替決済口座管理約款 第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第3章 振替決済口座管理約款 第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第7章 外国証券取引口座約款 第7条（配当等の処理） (1) ～ (7) (現行どおり) <u>(8) 配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払い義務を免れるものとします。</u> 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の①から⑥に定めるところによります。 ① ～ ④ (現行どおり) ⑤ 上記①イ、②及び③により売却処分した代金については、前条(1)②イ並びに同条(2)から(5)まで及び(7)の規定に準じて処理するものとし、<u>同条(8)の規定はその支払いについて準用します。</u> ⑥ (現行どおり) 第13条（注文の執行及び処理） お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び	第7章 外国証券取引口座約款 第7条（配当等の処理） (1) ～ (7) (省 略) (新 設) 第8条（新株予約権等その他の権利の処理） 寄託証券等に係る新株予約権等（新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。）その他の権利の処理は、次の①から⑥に定めるところによります。 ① ～ ④ (省 略) ⑤ 上記①イ、②及び③により売却処分した代金については、前条(1)②イ並びに同条(2)から(5)まで及び(7)の規定に準じて処理します。 ⑥ (省 略) 第13条（注文の執行及び処理） お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び

新	旧
売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込については、次の①から⑤に定めるところによります。 ① ～ ④ (現行どおり) ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面等を送付します。 第 23 条 (取引残高報告書の交付) (1) (現行どおり) (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (現行どおり) 第 24 条 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。 付 則 (2025.9.1) 1 第 7 条(8)及び第 8 条⑤の改正は、2030 年 10 月 1 日より施行する。 2 改正後の第 7 条(8)（第 8 条⑤において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同⑤において準用する場合にあっては、同条①イ、②及び③により売却処分した代金)についても適用する。	売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込については、次の①から⑤に定めるところによります。 ① ～ ④ (省 略) ⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時交付書面等を送付します。 第 23 条 (取引残高報告書の交付) (1) (省 略) (2) 上記(1)の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (省 略) 第 24 条 (共通番号の届出) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。 (新 設)

以上